

今週の専門用語



認定低炭素住宅

「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づき、都道府県等が二酸化炭素を抑制するための設備を備えた建築物の新築等計画を認定した住宅のこと。現行制度では、住宅ローンを借り入れて（借入限度額4,500万円（子育て世帯は5,000万円））認定低炭素住宅を新築し、令和8年1月～12年12月末までに居住を開始した場合には、年末のローン残高の0.7%を所得税（一部、翌年の住民税）から最大13年間控除できる。なお、現在は、一般住宅を新築する場合は住宅ローン控除の対象外となっている。



グロスアップ計算

支払者が徴収漏れとなった源泉税を後から納付する一方、本来その源泉税を負担すべき受取者に請求しないこととした場合に、追加で納付すべき源泉税額を算定する計算のこと。税務上、請求しない源泉税相当額は、受取者に税引後の手取額として支払ったものと扱われる。例えば、請求しない源泉税相当額10万円（源泉税率は10%とする）を手取額として税引前の支払額に戻すと約11.1万円となり、これに対応する源泉税約1.1万円を追加で納付することになる。



中小企業の親族内承継に関する検討会

事業承継税制のあり方や親族内承継の円滑な実現に向けた課題などを検討するために中小企業庁に設置された検討会（座長・柳川範之・東京大学大学院経済学研究科教授）である。第5回目までの検討会では事業承継税制の見直しの方向性として、納税猶予措置のあり方・猶予割合（相続と贈与の差）・海外子会社の取扱い・対象後継者の人数・雇用確保要件などが論点として挙げられている。令和9年度税制改正を見据え、令和8年8月をめどに事業承継税制の税制改正要望案が取りまとめられる予定である。

編集室

◆日本公認会計士協会は、オルツによる不正会計事案等を踏まえ、自主規制として最低社員数が5人とされている人的体制の要件引き上げを行う方針だ。来年の定期総会で会則変更を行う予定。◆上場会社の監査を行う上では、人的体制だけではなく、今後はAI等への投資も必須とされている。大手に比べ財政基盤が弱い小規模の監査法人にとっては死活問題だが、これを解決する方策の1つが合併だ。◆ただし、監査法人同士の合併には総社員の同意が必要。1人でも反対する社員がいれば合併できないため、総社員の同意要件の緩和を求める声は大きい。できる限り早い公認会計士法の改正が望まれている。（MIN）

週刊T&Amaster 第1130号

2026年7月13日発行（毎週月曜発行）

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-0011 名古屋市中区大須4-1-65

【お問合せ】販売・広告 0120-089-339（通話料無料）

記事内容 ta@lotus21.co.jp お願いします。